

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（8月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

買い物弱者支援のための「送迎用三輪自転車」の運行開始について（花見川団地商店街振興組合）

P.6 全国先進組合事例

組合がインドネシアに海外拠点工場、組合員のグローバル化を推進（富山県金型協同組合）

P.7 組合Q&A

理事会中に定足数を割ったら／組合士検定にチャレンジ!!

P.8 景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（6月）

P.10 協賛広告

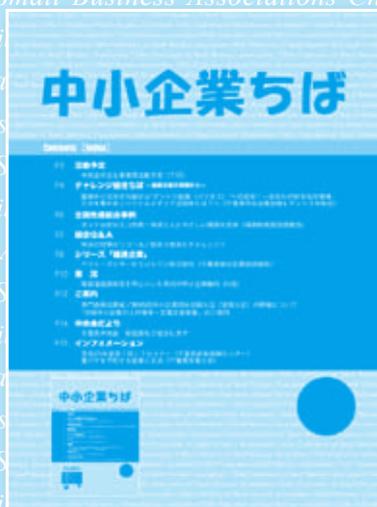
「暑中お見舞い申し上げます」

P.14 中央会だより

「中小企業組合士行動指針」策定／平成25年度ふさの国商い未来塾スタート！
中小法人の交際費課税が改正へ

P.15 インフォメーション

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ



2013
No.576

8

■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（8月）

平成25年7月22日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 理事会等の開催			
8/27	火	<u>平成 25 年度第 2 回正副会長会議</u> 於：千葉市「ホテルポートプラザちば」	総務部 ☎ 043・306・3281
■ 中小企業連携組織対策事業			
8/1	木	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：松戸ビル管理業（協）	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
8/7	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：茂原卸商業団地（協）	商業連携支援部
8/7	水	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：船橋機械金属工業（協）	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
8/8	木	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：松戸ビル管理業（協）	商業連携支援部
8/9	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県建設防水工事業（協）	工業連携支援部
8/9	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県室内装飾事業（協）	工業連携支援部
8/21	水	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部
8/28	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県火災共済（協）	工業連携支援部
8/28	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：（協）東金ショッピングセンター	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
8/7	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第2回）</u>	商業連携支援部
8/21	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第3回）</u>	商業連携支援部
■ 全国中小企業団体中央会補助事業			
8/8	木	<u>地域中小企業の人材確保・定着支援事業</u> 第1回千葉県合同企業説明会（東京ベイ幕張ホール）	工業連携支援部
■ 団体支援事業			
8/22	木	<u>千葉県異業種交流融合化協議会</u> IT 活用経営研究会	経営支援部 ☎ 043・306・3282
8/27	火	<u>千葉県商店街振興組合連合会</u> 広域連携事業	商業連携支援部

平成26年 中小企業団体千葉県新春交流会

平成26年 1月24日(金)

会場 千葉市「ホテルニューオータニ幕張」

千葉県中小企業団体中央会

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成24年度商店街活性化対策事業（がんばる商店街チャレンジ応援事業）（千葉市）			
対象組合等	花見川団地商店街（振）			
	▼組合データ			
	理事長	加賀田 彪	住所	千葉市花見川区花見川 3-26-104
	設立	平成7年3月	業種	小売業・飲食店中心の異業種
	会員	31人（平成25年3月31日現在）		
テーマ	買い物弱者支援のための「送迎用三輪自転車」の運行開始について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部（Tel.043-306-3284）			
専門家	Eマネジメント研究所 所長 江波戸 勝（中小企業診断士）			

事業の背景と目的

花見川団地商店街のある花見川団地は、昭和43年から入居が進み、すでに開発から40年が経過している。

かつて団地内人口は3万人を数えたが、現在は1万5千人と半減し、65歳以上の高齢者は30%を超えている。特に分譲地区である花見川6丁目、7丁目では約40%と居住者の高齢化が進んでいる。また、高齢独身者世帯も多く、孤死が年間10数名発生し社会問題化するなど、その人たちの見守りと日常生活の支援が切実な課題となっていた。

このような状況から、商店街の役員や有志の中から高齢者の安心と見守りを考える機運が高まり、団地商店街に出来ることとして「買い物弱者支援」という視点から取り組むこととなった。

事業化を目指した研究活動

事業化に向け商業アドバイザーの派遣を受け、昨年7月から11月までの5か月間延べ7回の研究会を行った。商店街では若手を中心とする5名からなるプロジェクト

チームを編成し、アドバイザーを中心に話し合いを進めていった。

アドバイザーからは、以下の4点を中心にアドバイザーをいたただいた。

- ① 買い物弱者支援にはどのような方法があるか。
- ② 各地の先進事例を整理し当商店街に可能とされる事業があるか。
- ③ 実施に当たっての留意点と取り組みの課題
- ④ 実施するにあたっての事業推進の手順

特に、買い物弱者支援事業は、計画はするものの事業半ばで中断する事例が多くみられ、始めるかには事業を継続させることを前提に検討することとした。

買い物弱者支援には大きく分けて別図の通り3つの取組みがあり、それぞれの特徴を理解するところから話を始め、結論を導き出していった。

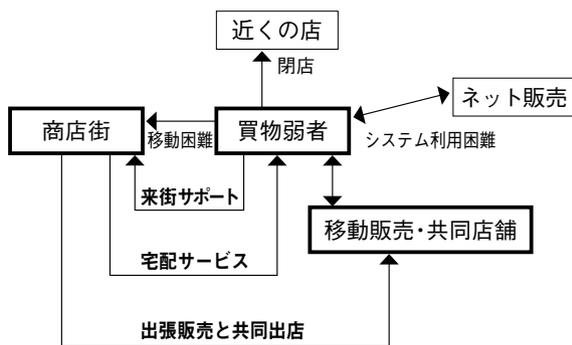
「来街サポート」は階段・坂道の多い住宅団地や住宅地、遠距離住宅地からの来街を、車などを利用してサポートするもので、大型店では集客の一環として無料買い物バスの運行という形で行われて

いる。

「宅配サービス」は来街出来ない買い物弱者に直接御用聞きなどをして注文を受け、注文を受けた商品を配達サービスするものである。大型店やコンビニエンスストアにおいてはネットや日常のチラシにより情報を受発信して配達サービスを行っているが、コストがかかりすぎ、コスト削減が課題となっている。

「出張販売」は来街しにくい買い物弱者の所へ商品を搬入展示することによって、商品選択の楽しみと購入の利便さを提供するもの

買い物弱者サポートへの3つの取りくみ



である。これも一部のコンビニエンスストアやみやのかわ商店街などで実施されているが、採算性にやや課題があることが理解できた。

これらの取組みについて、プロジェクトのメンバーで採算性、継続性や他の商店街メンバーからも納得が得られる事業は何かを話し合った結果、当商店街で継続して行えるものとして「来街サポート」を選択し、先進事例として武蔵村山市の村山団地中央商店会を視察した。

この事業により、地域の高齢者を中心とする買い物弱者の皆さんの買い物の負担を軽減するばかりではなく、買い物の楽しさとふれあいの喜びを感じていただき、住民と商店街の距離をより近づけることを期待して取り組んだ。もちろん、その結果として、商店街への来街者が増え、個々の商店の売り上げ増加につながることも期待している。

具体化に向けた取組み

プロジェクトチームでは、これまでの検討結果を踏まえ、必要資金を見積もり、商店街側の自己負

担分について理事会で承認を得るとともに、送迎用電動アシスト付き三輪自転車の製作に向けて具体化するべく関係部署に相談にいった。

警察には製作する自転車の概要を説明して道路交通上問題のないことを確認し、市には商店街補助金の対象として支援してもらうべく伺い、了解をいただいた。

送迎用自転車製作に当たっては、競技用車いすメーカーとして有名な市内のオーエックスエンジニアリング社に製作を依頼し、先進事例を視察した際に受けた先方からのアドバイス内容を伝え、設計上の参考に供した。



完成した送迎用三輪自転車

一方、今後の運営に当たっては、商店街メンバーや自治会役員、民生委員などの方々に趣旨説明を行い、事業の運営に理解と協力をお願いした。また、自転車の運転を

していた多く方を有償ボランティアとして募集することとした。

この自転車の特徴は、三輪とも20インチの車輪を使用しており、運転がしやすいこと、部材のほとんどが新幹線でも使用されている特殊アルミのパイプで出来ており車体が軽いこと、全体的にコンパクトにまとめられていることなどが挙げられる。

事業の実施状況と今後の展望

送迎用自転車のお披露目は2月9日に行った。当日はNHKのテレビ中継が行われ、地域住民の注目度も一気に高まり、懸案であった自転車の運転者も5名あらわれ、送迎サービスをスタートさせることができた。

運行は水・日曜日を除く毎日11時から16時の間で途中休憩をはさみ1日4時間の稼働で、運転者には謝礼として2時間当たり千円の商店街商品券をお渡ししている。利用者は1日当たり5名から20

名程度とばらつきはあるが着実に増加している。住民からの直接依頼はまだ少ないものの、買い物物を済ませたお店からお客様をお送りするよう依頼があるなど、地域に定着しつつある。

今後とも、地域の高齢者が商店街でのお買い物を楽しみながら、いつまでもいきいきと生活できるようにサポートしていきたいとのことである。

(江波戸 勝)



テレビ中継での一コマ

テーマ ものづくり

組合がインドネシアに海外拠点工場、組合員のグローバル化を推進

富山県金型協同組合

インドネシアに組合出資の現地法人を設立、ジャバベカチカラ工業団地に組合工場を整備、組合の技術者を派遣し操業を開始した。

背景と目的

当組合の組合員の多くは自動車産業向けの金型メーカーであり、自動車産業のグローバル化の中で国内マーケットの縮小は避けられない状況にあった。そのため、組合の売上もピーク時に比べ半減する厳しい局面にあった。

厳しい局面を乗り越えグローバル化に対応するためには、組合が海外展開に挑戦し、組合事業の確保を図りつつ、中小の組合員の先導的役割を果たす必要があった。そこで、組合の海外工場を組合員が活用することにより、海外展開の足掛かりを付けることを目的として事業に取り組んだ。

事業・活動の内容

平成23年7月、インドネシアに現地法人を設立し、当組合の理事長が社長に就任した。海外工場はインドネシアの首都ジャカルタから約35キロメートルの位置にあるジャバベカチカラ工業団地に、敷地2,070平方メートル、鉄骨平屋建て943平方メートル、1億5,000万円の事業費を投じて平成24年2月に完成した。

組合員の余剰設備であるボール盤、平面研削機、深穴加工機、高度なマザーマシニングであるMCジグボーラーを持ちこみ、新規にマシンニングセンターと三次元測定器を導入した。

現地法人設立から理事長と行動をともにしてきた組合営業部長が、副社長に就任し、組合から派遣した日本人技術者と現地で採用した技能者を合わせて10人で操業を開始した。

活動の成果

組合の意思決定が迅速に行われ、短期間でインドネシアに現地法人を設立、工場を整備し、操業まで実現した意義は大きい。

現在、操業間もないことから青果は今後を持ち越されるが、中小の組合員にとっては、海外での営業展開などに直ちに活用できるなど、大きなチャンスを提供したといえる。徐々に、組合員が営業社員



▲「PT.TOYAMA PRECISION MOLD INDONESIA」外観



▲「PT.TOYAMA PRECISION MOLD INDONESIA」内部

を現地に送り、組合工場を利用することにより、現地での仕事が確保できるメリットなど、今後の期待は大きい。

富山県金型協同組合

住所：〒939-1315
富山県砺波市太田1889-7
設立：昭和44年9月
出資金：39,020千円
電話：0763-33-5709
URL：http://www.kanagata.or.jp/
業種：その他の一般機械器具製造業
会員：19人
組合専従者：32人

組合 Q & A

理事会中に定足数を割ったら

理事会を開催中に一人の理事が退席してしまった。これにより、理事会の定足数を割った。理事会は成立するか

株式会社の場合ですが、取締役会の定足数は全議案を通じて満たされていなければならないとした最高裁の判例（※1）があります。

取締役会総数四人で、三人が出席して取締役会を始めたところ、一人の取締役が勝手に退席してしまいました。退席した理由は、その取締役を糾弾する議案の審議が始まったからです。残った二人は取締役会を続け、臨時株主総会の開催を議決します。この議決に基づき開催された株主総会で役員改選が行われ、退席した取締役は取締役会からはずされてしまいました。総会決議の無効を主張して提訴しました。

一・二審は、取締役会・総会を有効としましたが、最高裁は次のように判示し、取締役会の決議を無効としていました。

効としています。

「定足数は、討議、議決の全過程を通じて維持されるべきであつて、開会の初めに満たされていればよいというものではない。法律は、一定以上の取締役が出席して協議・意見交換・英知の結集をして結論を生み出すことを期待している。本件の取締役会では、開会時に定足数を満たしていたに過ぎず、総会招集の決議がなされた当時は、定足数を欠いていたから、取締役会の決議は無効と解すべきである」

この最高裁判例があるので、取締役会にしても総会にしても定足数は全議案を通じて満たしていなければいけないと考えられます。

国会でも「会議中に定足数を欠く恐れがあるときは、議長は、退席を禁じたり、議場外の議員に出席を要求することができる（※2）」と定めています。さらに、議長は議長に出席者の数を計算することや要求できますから、全議案を通じて定足数を満たしていることが要件になっているのは間違いありません。

以上のことを組合の理事会に当てはめると、極端な場合、一人の

理事が議場を出たり入ったりして、理事会の成立・不成立を自由にコントロールすることが可能になってしまいます。

たった一人の意思で組合運営が左右されるのは困ります。途中で定足数を欠いても、開会時の出席者の過半数の賛成を得れば、可決したものとしてもらいたいものです。

紹介した最高裁判例の例でいえば、定足数三人なのに途中で二人になっても二人が賛成して、三人いた場合の可決要件をクリアしていれば、可決にしてほしい、ということです。しかし、この考え方に最高裁は「ノー」の判断をくだしています。

（※1）最高裁昭和四一年八月二六日判決 民集二十卷六号 二二八九頁
（※2）第一法規「会社法務質疑応答集」四五二二頁（内容現在 平成十四年二月二八日 山口和男・荒谷裕子）

ポイント

★会議の定足数は全議案を通じて満たすべき

中小企業組合理事のためのQ&A

清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行より転載。

◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 加入・脱退、出資・持分に關する正誤問題です。

【第1問】自由脱退を申し出た組合員は、その時点から組合事業を利用できなくなる。

【第2問】脱退した組合員は、その持分の全額の払戻請求権を取得する。

【第3問】脱退した組合員の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行わないときは、時効によって消滅する。

【第4問】事業協同組合の1組員の出資口数は、出資総口数の100分の20を超えてはならない。

《解答》【第1問】×（自由脱退は、脱退の成立は年度末になるので、それまでの間は原則として組合の事業を利用する権利を有する）。【第2問】×（脱退した組合員は、持分の払戻請求権を取得するが、法文に「持分の全部又は一部の払戻を請求することができる」とあるので、定款で一部払戻の規定を置くことができる。したがって、持分の全額ではなく、出資額を限度とするなど持分の一部の払戻請求権になることもある）。【第3問】○【第4問】×（一般の組合にあつては、1組合員の出資は100分の25までに制限されていて20%ではない。最高持ち口数の特別なケースとして、組合員の脱退・合併などの場合、総会の特別議決で最高持ち口数の限度を35%まで引き上げることが認められている。また、組合員数が3人以下の組合では、この規定そのものが適用されない。）

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成25年6月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は2から5に増加。「減少した」業種は10から3に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から9に増加。「減少した」業種は11のまま変化なし。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は4から5に増加。「悪化した」業種は11のまま変化なし。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は4のまま変化なし。「減少した」業種は5から8に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から7に減少。「減少した」業種は9から10に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は7のまま変化なし。「悪化した」業種は14から15に増加。

製造業

しようゆ製造

【県内全域】

中元需要にて売上は増加した。

豆腐製造

【県内全域】

6月1日より多くの原材料が値上げされ、どのように価格の転嫁するべきか業界全体で思案中。

酒類製造

【県内全域】

業務用の販売は、引き続き低調。比較的高価格の商品の販売が増加傾向。製造コスト上昇分について、販売価格への転嫁が図れず、経営基盤の弱体化が懸念される。

牛乳小売

【県内全域】

牛乳の価格がkg当たり10円程度値上げの発表がテレビで放送された。値上げ時期は秋頃の見込み。

製材

【木更津】

木材の業界も厳しく、在庫を減らして支出圧縮で耐えている。

印刷

【県内全域】

6月の受注売上は、5月とほぼ同じだが、稼働日数を考えると3カ月連続悪化。価格競争も一段と厳しくなり、各社が勝ち残り戦略を立て実行するのみ。

用紙の値上げがメーカーから発表されて2カ月が経過。販売量の不振が続く、販売価格の上昇は未だ不透明。

電気鍍金

【県内全域】

前年同期の101%と微増となったが今後は不透明。

鉄工

【千葉】

大手メーカーの業況好転から組合員の景気上昇に対する期待は大きく膨らんでいる。足元の動向は、依然として低水準下にあるため、大きな期待感には程遠い状態での推移になっている。

機械部品製造

【野田】

材料等の値上がり分を単価に即転嫁できず、収益を圧迫している感がある。建設関係は、動きが多くなり、恩恵がはじめて来た模様。

機械部品製造

【流山】

仕事が減少している業種があり、若干景気が後退している感が強い。電気料金が高くなり、中小製造業の収益に大きなダメージがあり死活問題である。

機械部品製造

【柏】

受注ベースでは、6月後半以降、半導体関連、工業用部品等増えているが、先行き不透明かつ短期的な動き、構造的な変化は見えない。成長分野参入に対して、自助努力と変革は条件だがグローバルでの競争力低下と参入への障壁があり難しい。

【金属製品製造】

改善方向の動きは多少見られるものの、実際の数字は反映されず。

【探石】

徐々に回復に向かいつつも具体的な伸びの方法が掴みきれない。

【土砂採取】

前月比では概ね変わらないが、前月報告の状況と同様に前年同月比ではやや販売価格の上昇や収益状況の好転、景況が好転してきたところがある。反面、一部では売上高の減少、設備操業度の低下、景況の悪化の報告も依然ある。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】
【事務用品】事務用紙は、官民とも需要の回復未だ見られず、急激な円安による仕入れ価格の上昇もあって卸業者は薄利幅が続く。

【日用雑貨】ティッシュ、トイレットペーパー類は円安によるコストアップにより仕入価格。適正利幅の確保難航。

【食肉卸売】

【千葉市他】
4月以降枝肉の価格は好転。業界動向として、畜頭数が減少している。と畜頭数の確保が厳しい状況にある。

【建築材料卸売】

【県内全域】

【船橋】

全般的には戸建・マンション共、消費税アップ前の駆け込み需要で

盛況。千葉県だけは、放射能汚染不安・地盤液状化後遺症により取り残されている。外環・成田空港・病院・流通倉庫など大型工事で生コンなど基礎ものは出荷旺盛だが建材関連は低調なまま。また、県内地域需要格差も大きく景況はまだまだ模様。業界動向は、生コンは骨材及び輸送力不足背景に値上り浸透気配。セメントは在庫薄。安定供給に支障懸念。しかし、現在のところ、値上の動きは鈍い。秋口の需要期から本格値上攻勢か。潜在的公共施設更新需要は莫大だが不透明。

【自動車解体】

【県内全域】

前月と大きな変化はないが、スクラップ価格は夏場に電力使用制限を控えて弱い動き。

【電気機器小売】

【県内全域】

5月に引き続き6月も厳しかった。前年はエアコンの需要があったが、今年はそれも無く、泣いている。

【青果小売】

【千葉】

相場が上がりだしてきたので売上増になると思ったが客数が伸びず、結局、前年を割ってしまった。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

消費が上向き加減ではあるが、全体の印象は普通の動きで推移。店舗毎の明暗は大きい状況が続いている。中古車輸出は前年を上回る状況でこの勢いはまだまだ続くとみられているが、今後のタマ不足に伴い相場の上昇が懸念される。

【小売】

【東金】

まだまだ購買力が弱い。全般的に客単価が若干低い。ファッション関連品は、後半から動きが出始めた。食品関係は落ち着いてきている。日用品関連は低調。

【小売】

【野田】

アベノミクス効果をポジティブに捉え、セールやイベントを増やし、集客をはかったが、思いのほか売上が伸びなかった。

【小売・サービス】

【柏】

数字による好感感には至っていないが、各事業者の話としては何となく雰囲気は悪く無いとの意見が多数を占めている。早く実態を伴った景況と成ってほしいが。そちらの話と成ると皆弱気な意見ばかりで掴み所がない。

【建設揚重】

【県内全域】

全般に下降傾向。人件費以外の経費の増加でコスト上昇している。

【遊覧船】

【鴨川】

前月の前年比の伸びより、今月の伸びの方が良かったが、6月はゴールデンウィークの天候に恵まれたので客数は減っている。

【一般廃棄物処理】

【千葉】

例年通り、6月はあまり動きのない月となった。前年同月比では状況変わらず。前月比についても状況はほぼ変わらないものの、若干のプラスであった。

【ソフトウェア】

【県内全域】

前月までは多少好転してきていると感じられる状況であったが、時期的にも受注の状況が良くないようだ。

【建設】

【県内全域】

当連合会加入組合員の受注は7,309百万円であった。これは前月比で2,441百万の減少。5月に大幅な増加となった反動と思われる。前年比では、2,511百万の増加。

【貨物運送】

【野田】

パツとしない。前月よりは売上が良かったものの、前年に比べるとまだ低い状態。

【輸出入】

【県内全域】

6月は前月比・前年同月比ともよくなった。

<p>千葉県醤油工業（協） 代表理事 太田 昭吉</p>	<p>千葉県石油（協） 理事長 堀江 亮介</p>	<p>関東自動車共済（協） 代表理事 小長谷政幸</p>	<p>千葉県農業機械商業（協） 理事長 小関 邦夫</p>	<p>千葉県製麺工業（協） 代表理事 清水 延年</p>
<p>千葉県遊技業（協） 理事長 大城 正準</p>	<p>千葉県自転車軽自動車商（協） 代表理事 山口 道博</p>	<p>千葉総合卸商業団地（協） 代表理事 石田一太郎</p>	<p>千葉県コンクリート製品（協） 理事長 花澤 長文</p>	<p>千葉振興建設業（協） 代表理事 船越 博文</p>
<p>千葉船業（協） 代表理事 田原 安</p>	<p>千葉県生コンクリート工業組合 理事長 鈴木 実</p>	<p>千葉化学工業薬品（協） 代表理事 岡田 隆治</p>	<p>千葉県建設防水工事業（協） 理事長 糠信 雄司</p>	<p>千葉県産業廃棄物処理業（協） 理事長 真田 一伸</p>
<p>（協）千葉県鐵骨工業会 代表理事 鈴木正一郎</p>	<p>千葉県セメント卸（協） 代表理事 矢島 一郎</p>	<p>千葉防食ライニング工事業（協） 理事長 阪野 幸夫</p>	<p>千葉県測量設計補償（協） 代表理事 中嶋 敏夫</p>	<p>千葉市廃棄物リサイクル事業（協） 代表理事 飯田 俊夫</p>

<p>千葉鉄工業団地 (協) 代表理事</p> <p>坂戸 誠一</p>	<p>千葉市工業センター (協) 代表理事</p> <p>黒木 憲一</p>	<p>野田工業団地 (協) 代表理事</p> <p>飯塚真太郎</p>	<p>千葉県板硝子商工 (協) 代表理事</p> <p>成田 一郎</p>	<p>千葉トヨペット整備工業 (協) 代表理事</p> <p>勝又 隆一</p>
<p>千葉青果商業 (協) 代表理事</p> <p>上野 宏幸</p>	<p>千葉県貿易 (協) 代表理事</p> <p>越部 圓</p>	<p>野田市中里排水処理 (協) 理事長</p> <p>辻 弘之</p>	<p>千葉中央生コンクリート (協) 理事長</p> <p>柴田 文成</p>	<p>(協) 千葉設備協会 理事長</p> <p>池田 潔</p>
<p>八千代市管工事 (協) 代表理事</p> <p>橋爪 秀悟</p>	<p>(協) シー・ティー・ティー 代表理事</p> <p>青沼 彰</p>	<p>市原市管工事 (協) 代表理事</p> <p>斎藤 寛</p>	<p>送変電機器千葉 (協) 代表理事</p> <p>菊池 康文</p>	<p>千葉県保険流通 (協) 代表理事</p> <p>森脇 健二</p>
<p>千葉港湾湾運送事業 (協) 理事長</p> <p>公手 眞</p>	<p>船橋機械金属工業 (協) 代表理事</p> <p>板谷 直正</p>	<p>船橋総合卸商業団地 (協) 代表理事</p> <p>飯ヶ谷岐美夫</p>	<p>千葉学習塾 (協) 代表理事</p> <p>西出 一信</p>	<p>袖ヶ浦造園 (協) 代表理事</p> <p>小林 庸浩</p>

<p>千葉水産物仲卸 (協) 代表理事 田谷 功</p>	<p>柏駅前第一商業 (協) 代表理事 三好 迪夫</p>	<p>野田市再資源化事業 (協) 代表理事 西村 久行</p>	<p>松戸ビル管理業 (協) 代表理事 山下 勉</p>	<p>ふなばしインタックス (協) 代表理事 篠原 敬治</p>
<p>浦安市書店 (協) 代表理事 小林 栄喜</p>	<p>浦安建設 (協) 代表理事 鹿野新一郎</p>	<p>流山工業団地 (協) 代表理事 高橋 啓治</p>	<p>流山トラック事業 (協) 代表理事 伊ヶ谷武雄</p>	<p>柏市工業団地 (協) 代表理事 藤井 秀美</p>
<p>四街道工業団地 (協) 代表理事 清水 敬陽</p>	<p>臼井ショッピングセンター (協) 代表理事 野口 恭義</p>	<p>印旛食肉センター事業 (協) 代表理事 小川 進</p>	<p>浦安市リサイクル資源 (協) 代表理事 醍醐 辰雄</p>	<p>野田市商業 (協) 代表理事 仲長 孝</p>
<p>山武管工事業 (協) 代表理事 高橋 洋一</p>	<p>(協) 東金ショッピングセンター 代表理事 中村 秀朗</p>	<p>千葉県木材市場 (協) 代表理事 吉岡 實</p>	<p>(協) 佐原信販 代表理事 鈴木 重夫</p>	<p>(協) 酒々井ショッピングセンター 代表理事 細谷 篤</p>

<p>海匠ガス事業 (協) 代表理事 佐藤 衛</p>	<p>長生郡市管工事 (協) 代表理事 小関 正幸</p>	<p>大原中央商店街 (協) 代表理事 芝野 明</p>	<p>千葉県酒造 (協) 代表理事 荘司 文雄</p>	<p>千葉県漬物工業 (協) 代表理事 古宮 真一</p>
<p>(協) システムネット北千葉 代表理事 原 富義</p>	<p>千葉県建設業 (協) 連合会 代表理事 石井 良典</p>	<p>柏市廃棄物処理業 (協業) 代表理事 鈴木 隆</p>	<p>千葉県電機商業組合 代表理事 佐々木 義</p>	<p>千葉県印刷工業組合 代表理事 日暮 秀一</p>
<p>千葉県牛乳商業組合 代表理事 高橋 束</p>	<p>千葉県鍍金工業組合 代表理事 瀧澤 近弘</p>	<p>千葉県中古自動車販売商工組合 代表理事 宮崎 登</p>	<p>(振興) 柏二番街商店会 代表理事 石戸新一郎</p>	<p>柏建設業 (協) 代表理事 山田 邦明</p>
<p>千葉県教科用図書 (協) 理事長 飯合 幸夫</p>	<p>千葉県自動車販売店協会 会長 加藤 勇</p>	<p>千葉県官公需適格組合 受注促進協議会会長 中嶋 敏夫</p>	<p>千葉県異業種交流融合化協議会 会長 田村 修二</p>	<p>千葉県中小企業団体青年中央会 代表幹事 山口 真延</p>

中小企業組合士制度創設40周年 「中小企業組合士行動指針」策定

去る6月14日、東京・竹芝のホテルインターコンチネンタル東京ベイにおいて全国中小企業組合士協会連合会平成25年度通常総会と中小企業組合士制度創設40周年、全国中小企業組合士協会連合会創立30周年の記念式典が行われた。今年度は組合士制度発足と連合会設立においても節目の年に当たることから、連合会では組合士として共通の目標を持つこととし、「新時代に対応した中小企業組合の構築」などを目標に掲げた「中小企業組合士行動指針」の策定が発表された。

《中小企業組合士行動指針》

組合士は、相互扶助の精神に基づく中小企業組合の運営のエキスパートとして誇りを持ち、組合とその構成員である中小企業の健全な発展に尽くすため、倫理と法令を順守し以下のことに取り組みます。

- ・高い能力と志を持って行動しよう
- ・豊かな人間性を持って行動しよう
- ・職務に必要な知識を積極的に養おう
- ・新時代に対応した中小企業組合を構築しよう
- ・社会の発展に貢献しよう

平成 25 年 6 月 14 日
全国中小企業組合士協会連合会

また、式典では、中小企業組合士として長年にわたって組合運営等の活動に携わり、その功績を認められた組合士の方々への表彰式も行われた。千葉県からの受賞者は以下のとおり。

- 【全国中小企業団体中央会会長表彰】▼長橋敏男(流山工業団地(協))
- ▼石川雅浩(協) システムネット北千葉) 【全国中小企業団体中央会長奨励賞】▼武井英一(千葉県自動車整備商工組合) 【全国中小企業組合士協会連合会会長表彰】 【協会運営功労者】▼田中保英(千葉県中小企業組合士会) 【優良組合士】▼鈴木勇(千葉港湾湾運送事業(協)) ▼笹島信也(一社) 千葉県自動車整備振興会) ▼石川真由美(協) システムネット北千葉)

全国中小企業団体中央会会長奨励賞を受賞された千葉県自動車整備商工組合の武井英一総務課長は、「私たちの組合では組合士試験の受験を積極的に勧めているので、表彰をいただいで本当に嬉しく思います」と受賞の喜びを語られた。

平成25年度 ふさの国商い未来塾 スタート!

千葉県及び本会は7月24日、平

成25年度「ふさの国商い未来塾」をスタートした。この取り組みは、地域住民の快適な生活を支え、楽しみや触れ合いに満ちた暮らしの広場を提供している商店会の活動支援を主眼に実施するもので、活力ある地域づくりを担う優れた人材を養成するための講座として、今年度は全10回のカリキュラムで構成されている。

第1回目(7月24日)では、「これからのまちづくりに必要な視点と取り組み」と題し、旧来のまちの賑わい・商店街活性化という視線にとらわれない、まちが快適な空間となるために必要な視点と取り組みについて思索した。

なお、今後のスケジュールとしては、第2回「個店経営活性化の秘訣」、「地域商業活性化に向けた取り組み」、「地域商業者の抱える課題について」、第3回「千葉県内の商業環境について」、第4回「商店街のソフト事業の進め方」、第5回「一店逸品運動による個店の魅力向上策について」、第6回「進化を続ける「100円商店街とは?」、第7回「得するまちのゼミナール「まちゼミ」とは?」、第8回「埼玉県秩父市にて」「現地講義・視察」

第9回「地域消費者に愛される商店街を目指して」、第10回「商業施策を活用した取り組みについて」、「商店街の組織化について」をテーマに講座を展開する予定となっている。

中小法人の交際費課税が改正へ

従来は、中小企業の交際費について、年間600万円までの金額の10%と600万円超の金額が経費(損金)として認められなかった。(▼例えば、200万円を交際費として使ったとすると、そのうちの90%の180万円について経費として認められ、残りの20万円は経費(損金)には認められず法人税の課税対象となる。)

平成25年度税制改正では、定額控除限度額を800万円に引き上げるとともに、定額控除限度額までの損金不算入措置が廃止される。よって、これまで10%について課税されていた部分が課税の対象からは除かれることになった。

なお、適用期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始した事業年度となっている。
◎詳細は税務署にお問合せ下さい。

会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

☆行動計画策定の流れ

①自社の現状・ニーズ等を把握

- ◇行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ◇例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ◇また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦労している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

②行動計画内容を決定

- ◇課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ◇目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ◇目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ◇自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ◇目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ◇一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ◇従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ◇行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤行動計画を実施。

- ◇行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会工業連携支援部 渡邊（推進員）、新井まで（☎ 043-306-2427）